

診療施設廃止（休止、再開）届

年 月 日

福島県知事 様

住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者氏名）

診療施設を廃止（休止、再開）したので、獣医療法第3条に基づき下記のとおり届出します。

記

1 診療施設の名称

2 診療施設の場所

3 診療施設の廃止、休止又は再開の区分

廃止（休止、再開）の期日： 年 月 日
廃止（休止）の理由：
休止の期間：

4 備考

（注意事項）

- 1 開設者が死亡したとき、又は失そうの宣告を受けたとき、戸籍法の規定による死亡又は失そうの届出義務者により手続きを行うこと。
- 2 1の場合、その他の欄に開設者との続柄及び事実が発生した年月日を記載すること。
- 3 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合には、その旨及び廃止後の措置に関する次の概要を「4 備考」に記載すること。
 - (1) 放射性同位元素による汚染の除去の概要（除去の年月日、場所、方法等）
 - (2) 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要（譲渡又は廃棄の年月日、方法、譲渡先名又は廃棄業者名等）